

平成30年8月6日開催

箕輪町農業委員会第6回総会

会 議 録

1. 開催日時 平成30年8月6日(月) 午後3時00分から午後4時50分

2. 開催場所 箕輪町役場 講堂

3. 出席委員(21人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局次長	丸山	敦
事務局書記	山崎	万里子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第6 報告第1号 農地所有適格法人の届出について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について
日程第8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第9 報告第4号 農地法第4条第1項の規定による届出について

次 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。
ご起立をお願いします。ご苦労さまです。
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。
(農業委員会憲章の唱和)
ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきよう
お願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

先程協議会前にすでにあいさつ申し上げておりますが、今年は暑い夏であります
が、風はいらないが、雨は降ってほしいと願っておりますが、皆さんもこう見ると
真っ黒に日焼けをしております。特に熱中症対策には充分注意をいただきたいと思
います。この暑さが野菜等に影響が出てきており心配をしております。早速会議に
移りたいと思いますが、今高校野球も地元佐久長聖が気になるかと思いますが、そ
ちらは置いておいて会議を始めて参ります。

次 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それ
では、お願いいたします。

議 長

ただいまから第6回総会を開会いたします。

19番櫻井委員から欠席する旨の届出がありました。

ただ今の出席委員は21人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による
定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

7月の経過報告について申し上げます。

第5回総会が7月5日に開催され農地法第4条1件の転用審議案件と、農地法第5条
4件について総会后6日付け許可書を交付しました。農地法第5条2件の転用審議案
件については、南信地区常設審議委員会において、長野県農業会議会長へ諮問を行い、
7月17日に県常設審議委員会が開催され、当町の案件については、問題なく許可が
認められたため、18日付け許可書を交付しました。

7月6日午後5時から箕輪町地区農政対策委員会定期総会がJA上伊那箕輪町支所店舗棟で行われました。

7月13日午後6時から役場202会議室において、農地相談が行われました。対応された案件については、後程協議会で対応委員より報告をいただきたいと思います。

7月17日午前9時30分から役場にて農地あっせん会議が行われました。

7月25日午後1時から伊那文化会館小ホールで、平成30年度農地利用最適化推進研修会がおこなわれました。

本日午前9時より8月転用案件の現地確認を役員と当番委員でおこない、その後午前10時30分より役員回を行っております。

また、本日午後1時から農振除外現地確認及び全員協議会を行いました。

以上で7月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

11番関幹子委員・12番鈴木健二委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番の案件について説明いたします。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、 番「畑」 m²

譲渡人は、中曾根 組の さん。譲受人は中曾根 組の さん。

 さんは、水稻・野菜を中心に耕作しており、申請地が、自宅に近いこともあり、耕作に適した環境にあるため、文子さんより譲り受け農業経営の拡充を行うものです。トラクターなどを所有しています。

売買金額は、坪 円になります。申請地は農振農用地区域外で、下限面積の5aの要件は満たしております。位置図は、1ページになります。

2番の案件について説明いたします。贈与による所有権移転の申請です。

土地の所在は 番「田」 m²。

 番「田」 m²

譲渡人は 市に住んでおり、相続にて受けた土地であるが管理ができないため譲受人の松島 組の さん^{に無償贈与するものです。}

中林さんは、トラクター等所有しており、水稻中心に農業を行っております。申請地は農振農用地区域外で、下限面積の5aの要件は満たしております。位置図は、3ページになります。

議案第1号の説明は以上になります。ご審議をよろしく願いいたします。

事務局

議長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。

1 番の案件を 20 番白鳥善文委員。

白鳥委員 事務局の説明のとおりであります。皆さまのご審議をお願いします。

議 長 2 番の案件を 6 番日野正章委員。

日野委員 中林さんより説明を受けました。内容については、事務局の説明のとおりであり、問題ないと判断しました。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 1 号議案 2 番案件については原案のとおり認めることに決定しました。
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をいたします。
1 番の案件につきまして説明します。共同住宅建設に伴う申請です。
土地の所在は、[]番 [] 「田」 []m²
申請者は、松島 [] の [] さん。
相続で受けた土地ですが、自身は会社員であり、農地として維持管理していくことが難しいため、土地の有効活用を図る目的で、共同住宅建設を計画するもの。
農地区分は本則 46 市街化近郊区域内で概ね 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。
宅地内に残された生産性の低い農地に該当。周辺農地への影響もありません。
位置図は、1 ページになります。

2 番の案件につきまして説明します。資材置場に伴う申請です。
土地の所在は、[]番 [] 「田」 []m²
[]番 [] 「田」 []m²
[]番 [] 「畑」 []m²

こちらの案件は、平成■■年■■月に農振除外申請があり、認められている土地となります。

今回、自己資金の準備ができたことに伴い、当初の計画どおり資材置場としての計画がありました。

農地区分は、農地法 4-6-2 消極的 2 種農地に該当。

計画地は、道路と林に囲まれた生産性の低い農地となります。

位置図は、4 ページとなります。

議案第 2 号の説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1 番の案件に関しまして春日初委員。

藤澤委員 事務局の説明のとおりであります。特に問題はありません。

議 長 2 番の案件に関しまして向山壽美治委員。

向山委員 事務局の説明のとおりであり、ご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
議案第 2 号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請についてご説明いたします。

1 番目の案件につきまして説明いたします。使用賃借の申請です。

土地の所在は、■■■■番 ■■ 「田」 ■■ m²

■■■■番 ■■ 「田」 ■■ m²、合計 ■■ m²であります。

太陽光発電施設建設に伴う申請です。

借受人の沢 組の さんは、貸付人の さんが高齢のため農地を管理できず、息子である さんに話をしたところ土地の有効活用のため、再生可能エネルギーに対応した施設の建設を申請地で計画。近隣の方の了承を得ており、また、施設内は、全面防草シートを敷き適切な管理を行う計画であり、問題はないと判断。

農地区分は、本則 46 条 市街化近接区域で概ね 10ha 未満の農地の 2 種農地にあたります。計画地は、日当たりがよく発電事業に適しており、いくつかの候補地から検討した経過があり、位置的代替性がないと判断します。

発電出力は、44.0kw、パネル面積は、235.0 m²の計画をするものです。

2 番目の案件につきまして説明いたします。使用賃借の申請です。

土地の所在は、

番 「田」 m² 住宅用地による申請です。

借受人の さんは、現在両親と同居しているが、結婚することになり、母親所有の申請地に住宅建設を計画した。に住んでいるが、転居して箕輪町に住宅を建設したいと考えました。

農地区分は、本則 46 条 2 種農地の該当し、申請地付近は、宅地化が進んでおり、生産性の低い農地で、位置的代替性がないと判断します。

転用事業に必要な融資証明も添付されており、適切に計画が遂行されるものと判断しました。

位置図は、10 ページとなります。

3 番目の案件につきまして説明いたします。売買による所有権の移転申請です。売買金額は、坪 円です。

土地の所在は、番 「田」 m²

番 「田」 m²

番 「畑」 m²

計 筆 m² になります。

太陽光発電施設建設による申請です。

譲渡人の 株式会社さんは、平成 年 月に共同住宅用地として購入したが、接道、上下水道の計画がうまくいかず、土地がそのままとなっていた。土地の有効活用を考え、譲受人の さんに売買を計画した。譲受人の さんは、 に管理を依頼し、適切に管理する計画で、発電出力 49.5kw、パネル面積 376.2 m²で計画をしており、自己資金の証明が添付されており、実施についても問題無しで判断しました。

農地区分は用途地域内、準工業地域に該当。 第 3 種農地に区分される農地であります。

位置図は、13 ページになります。

4 番目の案件につきまして説明いたします。売買による所有権の移転申請です。

売買価格は、■■■■円/m²であります。

土地の所在は■■■■番 外 筆 「畑」■■■m²

公園墓地駐車場用地に伴う申請であります。

芝宮公園墓地には、■■■区画の墓地があるが、駐車場が無い為、芝宮墓地管理組合から駐車場設置の要望があがっていた。今回の申請地が最も墓地に近い隣接した土地であり、交通の便から見て最も適している土地であったため計画した。

農地区分は、用途地域内の第一種住居専用区域に該当。第3種農地に該当。

位置図は、16ページになります。

議案第3号についての説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1番の案件に関しまして大槻博文委員。

大槻委員

事務局の説明のとおりであります。特に問題はありません。

議 長

2番、3番の案件に関しまして日野正章委員。

日野委員

事務局の説明のとおりであります。

議 長

4番の案件を原義久委員。

原委員

事務局の説明のとおりであります。

議 長

ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

鈴木委員

太陽光発電施設について、その後の管理について何か制限があるのか。

事務局

近隣者からは同意をとってもらっている。

鈴木委員

今回の1番目の案件について、隣接者は同意を得ているとの話であったが、実際設置後、JR西の住宅の方への影響が考えられるのではと思うが、何か同意をもらう範囲についての基準はあるのか。

議 長

ガイドラインについて生活環境係より説明してもらえないか。

事務局

生活環境係担当係長が説明に来ていただけるとのことですので、少々お待ちください。

唐澤係長

ガイドラインについては、強制力のあるものではありませんが、隣接者の同意については、お願いをしている。特に範囲に関するお願いはしていない。太陽光発電施設に関する苦情については、現状は、こちらでは把握していない。

議 長

以前は、区長や、常会への説明を求めていたと思うが。

唐澤係長

区長に対しては、話をしてもらってはいるが、こちらも強制力があるものではありません。

事務局

1番の案件については、許可書を取りに来た段階で、JR西の住宅の方にも話を

議 長

してもらおうように話をしたいと思います。

その他ございますか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。

議案第2号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 ①農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

1ページは、総括表となります。

田 9,837 m²、畑 9,901 m² 計 19,738 m²

2ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2ページは、1年新規 3筆 田 2,023 m²

3ページは、2年新規 1筆 田 782 m²

4ページは、3年新規 1筆 畑 2,635 m²

こちらの案件は、次の報告第1農地所有適格法人の届出が出ております信州トマト工房株式会社の案件となります。

5ページは、3年継続 1筆 畑 3,405 m²

6ページは、5年新規 6筆 田 5,698 m² 2筆 畑 2,899 m² 計 8,597 m²

6ページは、5年新規 4筆 田 3,181 m² 3筆 畑 2,417 m² 計 5,598 m²

7ページは、10年継続 1筆 田 1,334 m² 1筆 畑 962 m² 計 2,296 m²

となります。

② 農用地利用集積円滑化事業分について説明します。

1ページは、総括表となります。

畑 10,861 m²

また、利用権設定取得地の作物につきましては、飼料作物となっております。

2ページは貸し手の状況となります。

合計 7筆 畑 10,861 m²となります。

3ページ以降は、借り手の情報となります。

3ページは、 氏 筆 畑 m² 牧草

4ページは、 氏 筆 畑 m² 牧草

7ページは、 氏 筆 畑 m² 牧草 となります。

議案第4号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願

いします。

議 長

議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。

この件に関しまして意見等ありましたらお願いします。

採決に移ります。議案第4号につきましては、原案のとおり認めるということにご異議ありませんでしょうか。

一同 異議なし

議 長

異議なしと認め、議案第4号は原案のとおりということで決定をしました。

日程第6報告第1号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地所有適格法人の届出について説明します。

届出が7月17日にありましたので、まず農業委員会の方でこの届出で法人の今までの耕作の権利があるかというところを見ていただきたいと思います。3年前からの状況が示されておりますので、この届出で法人の今までの耕作の権利があるかというところを見ていただきたいと思います。

1番が事業の概要、2番が構成員の状況ということで記載がございます。裏へ行きまして、3番が業務執行役員の状況 4番が営農状況ということになっておりますので、ご確認をしていただきたいと思います。利用権の設定につきましては、先ほどの議案第4号において、3年新規ということで、代表の■■■■さんから提出がありましたので、よろしくお願いいたします。

法人の届出をしていただきますと決算期に合わせて、その決算の書類を付けて契約1年の報告をしていただくことになっています。報告書が出てきた段階で委員の皆様にもお出しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

こちらの法人の届出につきまして、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの報告第1号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第7、報告第2号を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

報告第2号 農業経営基盤促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

7月17日にあっせん会議を開き、公益財団法人長野県農業開発公社から、■■■■の■■■■さんに売買を行いました。農地の所在は、記載のとおりであります。1筆1,053㎡であります。

こちらは、3ヶ月が経過したため、今回から柴さんに売買により所有権が移るもの

です。■さんは、稲作を中心に行っており、今回規模拡大による購入となっております。報告第2号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの報告第2号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第2号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第8、報告第3号を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

報告第3号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の7月の受付分になります。全部で11件ございました。町内お住まいの方が主ですが、中には県外、県内であっても遠方にお住まいの方が相続で取得した農地や、複数筆ある方が多くなっております。地元の農業委員さんも注意してみていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの報告第3号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第3号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第9 報告第4号を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

報告第4号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明いたします。

1番目の案件について

土地の表示は、■■■■番 ■■■■「畑」面積■■■■m²の内81.3m² 農機具就農施設1棟の届出となります。届出者は、申請地に隣接する所にお住まいの千村さんになります。この届出は、本人の申し出により、現状農機具をいれてある倉庫が、課税上宅地となっている為に実際の状況に併せるために提出された届出となります。

2番目の案件について

土地の表示は、■■■■番 ■■■■「田」面積は、■■■■m²の内■■■■m² 農機具収納施設1棟の届出となります。届出者は、申請地の東側に隣接する所にお住まいの■■■■さんになります。唐澤さんは、現在の農機具置き場が、息子が家を建てるため、農機具置き場が無くなる為、新たに農機具置き場が必要となったため、届出を行うものです。

報告第4号の説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの報告第4号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第4号は聞きとどめてまいります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

11 番

12 番
